発信日: 2024年1月9日

## 《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第 221 号

## 今回のテーマ「技能実習生の安全確保に向けた周知・注意喚起」について

外国人技能実習機構は「技能実習生の安全確保に向けた周知等について(依頼)」 をお知らせしています。(2023年12月28日)

技能実習生や生活指導員との面談などにおいて、1.交通事故の防止、2.転落や水難事故等の防止、3.心身の健康管理について周知・注意喚起することを呼びかけています。詳しくは機構 HP を確認ください。https://www.otit.go.jp/

## 技能実習生の安全確保へ向けた周知等について (依頼)

- 1 交通事故の防止について
  - 下記(1)から(3)のとおり、交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努める。
- (1) 基本的な交通ルール 歩行者は右側通行、自動車や自転車、自動二輪、原動機付自転車は左側通行 であり、信号機と道路標識に従う。
- (2)歩行者の交通ルール 歩行者は歩道や路側帯のあるところでは、これらを利用するとともに、道路 を横断する際には信号機のある交差点や横断歩道を横断する。
- (3) 自転車の交通ルール 自転車は車道を左端に沿って一列で通行するとともに、乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされていることに留意する。また、二人乗りや夜間の無灯火、飲酒運転等はしない。
- 2 転落や水難事故等の防止

山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意する。 例えば、遊泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海 水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、 基本的な事故等の防止に努める。

3 心身の健康管理

日頃から体調管理に努めるとともに 、体調に問題のある場合には早期に病院で の受診を心がける。